

諮問庁：宮内庁長官

諮問日：令和4年2月3日（令和4年（行情）諮問第137号）

答申日：令和5年7月13日（令和5年度（行情）答申第186号）

事件名：平成2年の即位礼に伴う儀式等に関する文書の一部開示決定に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別表1に掲げる文書（以下、順に「文書1」ないし「文書115」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年12月7日付け宮内秘発甲第653号により宮内庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）等について、審査請求する。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。添付資料は省略する。

##### (1) 原処分（原文ママ。以下第2において同じ。）

###### ア 原処分の趣旨

（略）

###### イ 不開示とした理由

（略）

###### ウ 本件開示請求に係る行政文書

（略）

##### (2) 不開示部分の特定について

本件通知書によって把握し得る原処分の趣旨では、特定された行政文書のうち具体的にどの行政文書について一部不開示としたのかが明らかでなく、かつ、不開示部分も「法人の事業に関する情報」などと漠然としており、具体的な不開示部分を把握するには実際に開示された行政文書を徴する必要がある。

審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）18条1項により原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に行わなければならない、言い換えれば、処分があったことを知った時点から行えなければならない。

然しながら、原処分は、特定された行政文書の件名を除き内容の具体性に乏しく、客観的に開示決定等の妥当性を判断することは極めて困難であり、そもそも処分として不相当であって、法9条による決定として不当であるというべきである。

### （3）不開示理由について

ア 原処分における不開示部分は、実際に開示された行政文書に徴して、例えば『大嘗宮の儀の参列の範囲のうち、「その他別に定める者」について』のうち、配偶者の名、宮内庁元職員の氏名、勅祭社代表及び特定団体A職員の氏名、衆議院関係の同院元議員の生年月日、特定団体B会長らの生年月日、特定団体C会長らの氏名及び生年月日、特定団体D会長らの氏名及び生年月日、元通商産業省職員の氏名及び生年月日などであり、例えば『大饗の儀の参列の範囲のうち、「その他別に定める者」について』のうち、配偶者の名、宮内庁元職員の氏名、勅祭社代表及び特定団体A職員の氏名、衆議院関係の同院元議員の生年月日、参議院関係の同院元議員の生年月日、特定団体B会長らの生年月日、特定団体C会長らの氏名及び生年月日、特定団体D会長らの氏名及び生年月日、元通商産業省職員の氏名及び生年月日などであり、例えば『招待者名簿（京都茶会）』のうち、配偶者の氏名、特定都道府県知事らの住所、国会議員らの住所、特定大学名誉教授の氏名及び住所などである。

イ 前号の不開示部分のうち、宮内庁元職員の氏名など元公務員等に関する情報は、平成13年3月28日付け法に基づく開示請求に係る審査基準（宮内庁）第2第3項（4）②のとおり、当該元職員が公務員等であった当時の情報については、法5条1号ハに当たること、及び本省室長級以上の辞令については官報に掲載されていることに鑑みれば、同号イに当たるものと言え、同号柱書きに該当するとは言えない。国立大学法人法（平成15年法律第112号）の施行前、国公立大学の役職員は公務員であったから、特定大学名誉教授の氏名についても同様である。なお、元公務員等については、職員録（国立印刷局※当時は大蔵省印刷局）に登載があり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行前は、一定の職以上の者について住所等も掲載されていたところである。

また、特定団体Cは社団法人（現一般社団法人）であり、特定団体Cその他の法人の代表者の氏名及び住所は、一般社団法人及び一般

財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定により登記事項であったから、住所は別としても氏名は同号イに当たるものと言え、同号柱書きに該当するとは言えない。

而して、衆参両院元議員及び特定都道府県知事ら公職選挙法（昭和25年法律第100号）により選出される者または選出されていた者は、同法の規定により当選人として住所及び氏名が告示されていたところであり、その住所及び氏名は同号イに当たるものと言え、同号柱書きに該当するとは言えない。

加えて、衆参両院元議員については、政官要覧（政官要覧社）や「議会制度百年史衆議院議員名鑑」（衆議院，参議院編）などの出版物において生年月日が明らかであるから、同号イに当たるものと言え、同号柱書きに該当するとは言えない。

- ウ 次に、第1号の不開示部分のうち、「公にすることにより犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」は、処分庁において当然に係る虞が相当程度の蓋然性を持って存在することを挙証する責任があり、処分庁による適切な主張、立証のない限り、法5条4号に該当するとは言えず、その全部が開示されるべきである。
- エ 第1号の不開示部分のうち、「法人の事業に関する情報」と思われるのは『園遊会について（依頼）』の「また、特定団体Eに対して、（マスキング）を依頼していただきたく」の部分であるが、「公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるとする根拠が明らかでなく、18文字余りの情報の露見により具体的にどのような権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害され得るのか、処分庁による適切な主張、立証のない限り、法5条2号イに該当するとは言えず、その全部が開示されるべきである。
- オ 前各号のほか、原処分のうち不開示をいう部分は具体性を欠くものであって、不適法であるものというべきである。
- カ 以上のとおり、原処分等の一部は、不当及び不適法であるから、趣旨のとおり裁決を求める。

#### （4）行政文書の特定について

- ア 原処分等において特定された行政文書は、第1項第1号（略）のとおりであるが、本件開示請求においては別添3（略）のとおり18冊超の簿冊について、対象となる行政文書の特定が行われ、係る簿冊には「臨時儀式録平成2年」、「行事記録平成1年度」、「行事参考録平成18年度」、「外事慶弔録平成2年」、「行事録平成2年度」などが含まれていたものと推定されるところ、同簿冊に収録されている

行政文書（以下「収録行政文書」という。）の一覧としての情報は明らかでなく、収録行政文書のうち特定されなかった行政文書が具体的にどのようなもので、どのような理由で本件開示請求に係らないのか否か明らかでない。

イ 法5条により処分庁には開示義務があるところ、収録行政文書の一覧としての情報、当該各行政文書の趣旨及び本件開示請求に係らない理由について挙証責任があるというべきである。

ウ よって、処分庁による適切な主張、立証のない限り、本件開示請求に係る行政文書を改めて特定し、当該行政文書の全部を開示する旨の裁決が為されるべきである。

(5) 以上のとおり、原処分等は、不開示部分の特定、不開示理由、行政文書の特定についてそれぞれ不当及び不適法であるから、趣旨のとおり審査請求する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

(1) 本件審査請求人は、平成30年5月29日付け行政文書開示請求書（「即位礼」に係る行政文書に関する開示請求書）により当庁に対して行政文書の開示請求を行い、平成30年7月10日付け文書（『「即位礼」に係る行政文書に関する開示請求』を補正する件）による補正を行った。

(2) 本件開示請求については、対象となる行政文書が著しく大量であることから、当庁は、法11条を適用することとし、その旨を平成30年7月20日付け文書（開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（宮内秘発甲第683号））により本件審査請求人に通知した。

なお、当該通知においては、開示決定等をする期限として、「平成32年12月7日（平成30年8月20日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、期限までに開示決定等する予定です。）」を記載した。

(3) 当庁は、本件開示請求に対し、5回に分けて開示決定等を行い、その都度、各日付の行政文書開示決定等通知書により、本件審査請求人に通知した。

第1回目 平成30年8月20日付け宮内秘発甲第780号により通知（平成30年9月28日付け宮内秘発甲第894号により一部修正を通知）

第2回目 令和元年8月27日付け宮内秘発甲第337号により通知

第3回目 令和2年10月27日付け宮内秘発甲第582号により通知

第4回目 令和2年11月24日付け宮内秘発甲第633号により  
通知

第5回目 令和2年12月7日付け宮内秘発甲第653号による通  
知

(4) 本件審査請求人は、第1回目、第3回目、第4回目及び第5回目の開示決定等について、令和3年3月6日付け文書（行政文書等開示決定等に対する審査請求）（以下「本件審査請求書」という。）により、当庁に対する審査請求を行った。

## 2 今回の諮問の対象

当庁が、本件開示請求に対し5回に分けて行った開示決定等は、それぞれが個別の処分である。

そして、行政不服審査法上、審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができないこととされている（同法18条1項）。

本件審査請求は、第1回目、第3回目及び第4回目の開示決定等も対象としているが、これらは、本件審査請求の時点ですでに審査請求のできる期間（3月）を経過しているものである。

期間の経過につき、本件審査請求人は、本件審査請求書の第4（略）において「最終開示決定期限を経なければ行政文書の特定及びそれに基づく開示決定等の妥当性を判断し得ない」などと主張するが、第4回目までの開示決定等に関する不服については、その都度、審査請求を行うことは可能であったのだから、正当な理由があるとは認められない。

以上のことから、本件審査請求は、当庁の第1回目、第3回目及び第4回目の開示決定等も対象としているが、これらの部分については却下せざるを得ないと考えており、今回の諮問は、第5回目の開示決定等に対する審査請求について行うものである。

## 3 第5回目の開示決定等の内容

第5回目の開示決定等の内容を詳細に整理すると、別表1のとおりである。

## 4 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は本件審査請求書の第1（略）に記載されており、この中には「二 法人の事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する虞があるとは言えないもの」の開示を求めることが含まれているところ、第5回目の開示決定等においては、法5条2号に該当するとして不開示とした情報は含まれていない。

そこで、第5回目の開示決定等に対する審査請求として整理すると、以下のようにになると解される。

原処分のうち、不開示とした部分を取り消し、次の情報を開示し、並びに行政文書を改めて特定して、当該行政文書の全部を開示する、との裁決を求める。

- (1) 公務員等（法5条1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）に係る個人に関する情報
- (2) 公にすることにより、犯罪の予防、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす虞があるとは言えないもの

#### 5 本件審査請求の理由

本件審査請求の理由は上記第2の2に記載されており、原処分は、以下についてそれぞれ不当及び不適法であると主張している。

不開示部分の特定

不開示理由

行政文書の特定

#### 6 第5回目の開示決定等における不開示部分の特定について

原処分における理由の提示においても、不開示部分と当該部分が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するかを示しているものと考えているが、今回の諮問に際し、別表1のとおり整理を行うこととしたい。

#### 7 第5回目の開示決定等における不開示部分及び不開示理由について

- (1) 不開示理由の主張のうち上記第2の2（3）ア及びイは、参列者又は招待者の名簿の不開示部分についての主張である。第5回目の開示決定等においては、別表1の文書9、文書24、文書35、文書46の行政文書が対象となる。

ア 文書9、文書35、文書46の行政文書について

これらの行政文書には、国家公務員及び地方公務員である参列者の「資格」、「氏名」及び「生年月日」の記載がある。

原処分においては、「資格」及び「氏名」については、それぞれ法5条1号ハ及びイに該当する情報として開示した。

「生年月日」については、公表慣行の有無についての個別の検討が必要となるが、これらの参列者は、第3回目の開示決定等における対象文書である「大嘗宮の儀の参列の範囲のうち、『その他別に定める者』について」及び「大嘗宮の儀及び大饗の儀の参列者名簿について」に記載されている職の者と同様であることから、第3回目の開示決定等に際して刊行物の調査や関係機関への照会も経て検討した結果を踏襲することとし、公表慣行があると考えられる場合は同号イに該当する情報として開示し、そうでない場合は同号柱書きに該当する情報として不開示とした。

原処分における結論は十分な検討を踏まえたものであり、妥当なものであると考える。

イ 文書 24 の行政文書について

この行政文書には、招待者の「職名等」（「役職等」）、「氏名」、「郵便番号：住所」の記載があるが、原処分においては以下の整理を行った。

【招待者が公務員である場合】

- ①「職名」（「役職」）は、法 5 条 1 号イに該当する情報として開示
- ②「職名等」（「役職等」）の「等」は、家族情報であり、同号柱書きに該当する情報として不開示
- ③「氏名」は、同号イに該当する情報として開示。
- ④「郵便番号：住所」は、同号柱書きに該当する情報として不開示

【招待者が公務員以外の者である場合】

- ①「職名」（「役職」）は、第 3 回目の開示決定等における対象文書である「大嘗宮の儀の参列の範囲のうち、『その他別に定める者』について」について、公務員以外の方の「資格」も一律に開示していたこと等を踏まえ、法 5 条 1 号イに該当する情報として開示
- ②「職名等」（「役職等」）の「等」は、家族情報であり、同号柱書きに該当する情報として不開示
- ③「氏名」は、開示する「職名」に他の公になっている情報（法人登記簿など）を照らし合わせ当該者を特定できる場合は同号イに該当する情報として開示し、特定できない場合は同号柱書きに該当する情報として不開示
- ④「郵便番号：住所」は、同号柱書きに該当する情報として不開示

この行政文書は、作成当時、非公表の取扱いとなっており、招待者に対してその氏名等を公表する場合があります旨のお断りをしていなかったことを踏まえると、公務員以外の招待者の氏名等の取扱いについては慎重な検討が必要になると考えられるが、できるだけ開示が可能となるよう上記のような整理を行ったものであり、原処分の結論は妥当なものであると考える。

なお、上記第 2 の 2（3）イにおいて、「宮内庁元職員の氏名など元公務員等に関する情報」につき、「当該元職員が公務員等であった当時の情報については、法 5 条 1 号ハに当たること、及び本省室長級以上の辞令については官報に掲載されていることに鑑みれば、同号イに当たるものと言え、同号柱書きに該当するとは言えない」と主張し、「国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）の施行前、国公立大学の役職員は公務員であったから、特定大学名誉教授の氏名についても同様である」と主張しているが、「元職員」及び「特定大学名誉教授」は参列の時点で法 5 条 1 号ハの「公務員等」

としての身分を有していないので同号ハの対象外であると解され、結局、その氏名については、「職名」（「役職」）の記載等に照らして特定できるといった事情がなければ、同号イには該当せず、同号柱書きに該当する情報として不開示にする必要がある。

また、「衆参両院元議員及び特定都道府県知事ら公職選挙法（昭和25年法律第100号）により選出される者または選出されていた者は、同法の規定により当選人として住所及び氏名が告示されていたところであり、その住所及び氏名は同号イに当たるものと言え、同号柱書きに該当するとは言えない」と主張しているが、「住所」については選挙に際して告示されることがあったとしても、その後のその都度の「住所」につき、法5条1号イに該当する情報であると解することはできず、この行政文書における「住所」については、同号柱書きに該当する情報として不開示にする必要がある。

(2) 上記第2の2(3)の主張のうちウは、法5条4号に該当することについての挙証を求める主張である。第5回目の開示決定等においては、別表1の文書6、文書21、文書32、文書42の行政文書が対象となるが、これらについて、不開示部分と当該部分が法5条4号に該当する理由を説明すると、以下のとおりである。

不開示部分は、別表1の表中に示すように、いずれも参列者用又は招待者用の自動車標識及び参入券の様式である。自動車標識及び参入券は、参列者又は招待者が皇居等に参入する際に提示が必要となるものであり、公にすれば偽造されて、皇居等への不法な侵入を招くおそれがある。したがって、公にすることにより、犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報として法5条4号に該当するものである。

(3) 上記第2の2(3)の主張のうちエは、法5条2号に基づく不開示に関する主張であるが、第5回目の開示決定等においては、同号に基づき不開示とした行政文書はない。

(4) 上記第2の2(3)の主張のうちオは、原処分のうち不開示をいう部分は具体性を欠くとの主張である。

このことについては、上記6で述べたとおり、別表1のとおり整理を行うこととしたい。

#### 8 第5回目の開示決定等における行政文書の特定について

上記第2の2(4)において、「同簿冊に収録されている行政文書（以下「収録行政文書」という。）の一覧としての情報は明らかでなく、収録行政文書のうち特定されなかった行政文書が具体的にどのようなもので、どのような理由で本件開示請求に係らないのか否か明らかでない。」、「収録行政文書の一覧としての情報、当該各行政文書の趣旨及び本件開示

請求に係らない理由について挙証責任があるというべきである。」などと主張するが、法の規定上は、開示請求を受けた行政機関において、「収録行政文書の一覧としての情報、当該各行政文書の趣旨及び本件開示請求に係らない理由について挙証」を行わなければならない義務はないものと解される。

当庁としては、本件開示請求の内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しているところである。

## 9 結論

以上のことから、不開示部分の特定については別表1のとおり整理を行うこととしたいが、その他については、原処分は妥当なものであると考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年2月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 令和5年2月24日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月9日 審議
- ⑥ 同年7月7日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求等について

- (1) 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めたものであるところ、処分庁は、法11条の規定を適用した上で、本件開示請求に対し、5回に分けて開示決定等を行い、第5回目の開示決定等で特定した本件対象文書については、その一部を法5条1号及び4号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。
- (2) これに対し、審査請求人は、第1回目、第3回目、第4回目及び第5回目の開示決定等について、文書の再特定を求めるほか、民間団体の代表者の氏名といった公務員等以外の者の法5条1号に該当する情報についても開示を求めていることから、不開示部分の全てについて開示を求めていると解される審査請求を令和3年3月6日付けで行った。
- (3) 諮問庁は、令和3年3月6日付けで行われた本件審査請求は、第1回目、第3回目及び第4回目の開示決定等も対象としているが、これらは、本件審査請求の時点で既に審査請求のできる期間（3月）を経過しているものであり、第4回目までの開示決定等に関する不服については、その都度、審査請求を行うことは可能であったのだから、正当な理由があるとは認められず、却下せざるを得ないと考えているとして、今回の諮

問の対象は、第5回目の開示決定等に対する審査請求について行うものである旨上記第3の2において説明する。

- (4) この諮問庁の説明に不合理な点があるとはいえないから、第1回目、第3回目及び第4回目の開示決定等で特定した文書の不開示部分の不開示情報該当性については、諮問の対象ではないとして、当審査会において判断しないこととし、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び第5回目の開示決定等で特定した本件対象文書の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。
- (5) なお、当審査会において原処分に係る開示実施文書を確認したところ、文書3中の「御告文の内容」、文書4中の「祝詞の内容」、文書11中の「御祭文の内容」、文書28中の「祝詞の内容」、文書38中の「御告文の内容」、文書39中の「祝詞の内容」、文書49中の「祝詞の内容」、文書55中の「大祓詞の内容」、文書66中の「祝詞の内容」、文書77中の「祝詞の内容」、文書85中の「大祓詞の内容」、文書90中の「祝詞の内容」、文書94中の「御祭文の内容」及び文書98中の「祝詞の内容」がマスキング処理をされて不開示部分として扱われていることが認められる。

しかしながら、原処分に係る行政文書開示決定等通知書において、当該通知書の別紙1の「3. 不開示とした部分とその理由」欄には、「本件行政文書中には、個人の氏名、生年月日、家族情報等に関する情報が記載されている部分があり、慣行として公にされておらず、また、公にすることも予定されていない情報であることから、情報公開法第5条第1号の柱書きに該当するので、当該部分を不開示とした。」、「本件行政文書中には、公にすることにより犯罪の予防、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれていることから、情報公開法第5条第4号に該当するので、当該部分を不開示とした。」との記載があるのみで、当該各部分は、当該通知書において不開示部分に含まれることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかはなく、したがって、当該各部分の不開示情報該当性については判断しない。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

### (1) 諮問庁の説明の要旨

上記第3の8のとおり。

### (2) 検討

ア 当審査会事務局職員をして、本件対象文書の特定の妥当性について、更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件開示請求の内容は、前儀、後儀及び前儀、後儀以外の儀式等として特定されており、これらの対象の全ては、第1回から第5回までの開示決定等において、内閣総理大臣夫妻主催晩餐会に係る請求文書を除き、儀式等を明記した上で審査請求人に通知している。

開示請求の内容と開示決定した内容を整理すれば以下のとおりとなる。

「1 前儀」の一、二、三、四の儀式等については、第5回目の開示決定に含まれる。

「2 後儀」の一、二、三、四、五の儀式等については、第5回目の開示決定に含まれる。

「3 前2項以外の儀式等」の一から二十六の儀式等については、第1回目から第5回目までの開示決定等に含まれる。

詳細に整理すれば、

1回目には、二から五、二十三及び二十四の儀式等が含まれる。

2回目には、二、四及び二十三の儀式等が含まれる。

3回目には、二十三及び二十四の儀式等が含まれる。

4回目には、三、四、二十三及び二十四の儀式等が含まれる。

5回目には、一、六、七、九から二十二、二十五及び二十六の儀式等が含まれる。

(イ) 内閣総理大臣夫妻主催晩餐会は、「即位の礼」関係行事として政府主催行事で行われており、行事の次第及び文化行事の演目等については、総理府、外務省及び文化庁の間で協議して決定されたとのことである。したがって、内閣総理大臣夫妻主催晩餐会の企画立案及び実施に関する行政文書は、上記の行政機関が作成又は保有している若しくは保有していたと考えており、宮内庁では、当該行事に係る企画立案及び実施に関する行政文書を作成又は取得していない。

(ウ) 本件請求文書の探索の範囲等については、宮内庁内の書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等について探索した。

イ そこで検討するに、開示請求の内容は、前儀、後儀及び前儀、後儀以外の儀式等として特定されており、これらの対象の全ては、第1回から第5回までの開示決定等において、内閣総理大臣夫妻主催晩餐会に係る請求文書を除き、儀式等を明記した上で審査請求人に通知している旨の上記ア(ア)の諮問庁の説明は、当審査会において諮問書に添付された開示請求書及び第5回目の開示決定等通知書並びに諮問庁から提示を受けた第1回目ないし第4回目の開示決定等通知書を確認したところ、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、内閣総理大臣夫妻主催晩餐会に係る請求文書は宮内庁では作

成又は取得していない旨の上記ア（イ）の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

そして、審査請求人において、別紙2に掲げる第1回目ないし第4回目の開示決定等で特定した文書（以下、併せて「先行開示文書」という。）及び本件対象文書のほかに本件請求文書に該当する文書が存在することを示す具体的な根拠を示していないことも併せ考えると、ほかに本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

上記ア（ウ）で諮問庁が説明する探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

以上により、宮内庁において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、①一部の参列者の生年月日（文書9、文書35及び文書46）、②特定の職員の欠席の理由（文書18及び文書29）、③一部の招待者の氏名・一部の招待者の家族情報・招待者の住所（文書24）、④土地所有者の氏名（文書69及び文書70）、⑤掌典（非職員）及び掌典補（非職員）の氏名（文書84及び文書89）、⑥参列者用の自動車標識及び参入券の様式（文書6、文書32及び文書42）、⑦招待者用の自動車標識及び参入券の様式（文書21）の部分（上記1（5）において不開示情報該当性について判断しないとした部分を除く。）が不開示とされていることが認められる。

#### (2) 検討

ア ①一部の参列者の生年月日（文書9、文書35及び文書46）について

標記の不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、生年月日が不開示となっている者は、内閣総理大臣、国务大臣（各省大臣）、人事院総裁、大蔵事務次官並びに衆議院及び参議院の議長、副議長及び事務総長であり、これらの者の官職や経歴に照らせば、これらの者の略歴については、当該官職に在任していた当時において、公表又は公表を予定している情報と考えることが相当である。

そうすると、一般的に略歴には生年月日が含まれると考えられるから、不開示となっているこれらの者の生年月日については、同号た

だし書イにいう法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえる。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当しないと認められることから、開示すべきである。

イ ②特定の職員の欠席の理由（文書18及び文書29）について

標記の不開示部分は、特定の職員の氏名又は職名と一体として記載されていることから、特定の職員の氏名又は職名と一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、職務の遂行の内容に係る情報とも認められないから同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分である特定の職員の氏名及び職名が原処分において既に開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ ③一部の招待者の氏名・一部の招待者の家族情報・招待者の住所（文書24）について

標記の不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、上記第3の7（1）イの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとまではいえないことから、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ ④土地所有者の氏名（文書69及び文書70）並びに⑤掌典（非職員）及び掌典補（非職員）の氏名（文書84及び文書89）について

(ア) 標記の不開示部分のうち、土地所有者の氏名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、文書69及び文書70において、当該土地の所在地が開示されていることから、不開示となっている当該土地の所有者の氏名については、不動産登記簿を閲覧すること等により、何人でも知ることが可能なものであり、慣行として公にされているものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当しないと認められることから、開示すべきである。

(イ) 標記の不開示部分のうち、掌典（非職員）及び掌典補（非職員）の氏名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ ⑥参列者用の自動車標識及び参入券の様式（文書6，文書32及び文書42）並びに⑦招待者用の自動車標識及び参入券の様式（文書21）について

標記の不開示部分は、いずれも参列者用又は招待者用の自動車標識及び参入券の様式であるところ、自動車標識及び参入券は、参列者又は招待者が皇居等に参入する際に提示が必要となるものであり、公にすれば偽造されて、今後皇居等への不法な侵入を招くおそれがあるから、犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報として法5条4号に該当する旨の上記第3の7（2）の諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすると、犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、本件通知書によって把握し得る原処分趣旨では、特定された行政文書のうち具体的にどの行政文書について一部不開示としたのかが明らかでなく、かつ、不開示部分も「法人の事業に関する情報」などと漠然としており、具体的な不開示部分を把握するには実際に開示された行政文書を徴する必要があるなどとして、理由の提示に不備がある旨主張していると解される。

そこで検討するに、原処分において、本件対象文書の一部について、複数の不開示理由が提示されているところ、本件不開示部分が法5条1号及び4号に該当するとして不開示とされていることや本件対象文書の内容に照らせば、各不開示理由により不開示とされた箇所を審査請求人が了知できないとまではいえないから、原処分を取り消すまでの瑕疵があるとは認められない。

しかしながら、本件開示決定通知書別紙1の「3. 不開示とした部分とその理由」欄の「本件行政文書中には、個人の氏名、生年月日、家族情報等に関する情報が記載されている部分があり、慣行として公にされておらず、また、公にすることも予定されていない情報であることから、情報公開法第5条第1号の柱書きに該当するので、当該部分を不開示とした。」、「本件行政文書中には、公にすることにより犯罪の予防、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれていることから、情報公開法第5条第4号に該当するので、当該部分を不開示とした。」との記載については、本件対象文書中のどの文書なのか、また、不開示とされた部分がどの部分なのかについて明確に特定されておらず、不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分とはいえないから、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、宮内庁において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び4号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙1 本件請求文書

平成2年11月12日に挙行された今上陛下に係る即位礼正殿の儀及び同月22日に挙行された大嘗祭その他の儀式等（儀式及び行事をいう。以下同じ。）（別紙第1項に掲げる前儀及び同第2項に掲げる後儀並びに別紙第3項に掲げるそれ以外の儀式等をいう。）について、その企画立案及び実施について為された起案、決裁、通知、通達その他これらに準ずるもの（以下「起案等」という。）をいう行政文書（起案等以外で企画立案に際し作成された図表その他の関連文書があるときは、当該関連文書を含む。）。ただし、平成28年9月16日付け宮内秘発甲第825号を以て通知のあった行政文書開示決定に係る行政文書及び予算決算のみに係る行政文書を除く。

### （別紙）

#### 1 前儀

- 一 賢所に期日奉告の儀及び皇霊殿神殿に期日奉告の儀
- 二 神宮神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀
- 三 神宮に奉幣の儀
- 四 神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に奉幣の儀

#### 2 後儀

- 一 即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀
- 二 即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に親謁の儀
- 三 茶会（京都御所）
- 四 即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀並びに即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀
- 五 即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀

#### 3 前2項以外の儀式等

- 一 即位礼当日賢所大前の儀及び即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀
- 二 即位礼正殿の儀
- 三 祝賀御列の儀
- 四 饗宴の儀
- 五 園遊会
- 六 外国賓客との御会見・お会い（茶会）（天皇皇后両陛下の御会見及び皇太子殿下のお会い）
- 七 国王王妃及び王族のお出迎え・お見送り
- 八 内閣総理大臣夫妻主催晩餐会
- 九 一般参賀

- 十 齋田点定の儀
- 十一 悠紀主基両地方及び悠紀主基両齋田の決定
- 十二 齋田拔穂前一日大祓
- 十三 齋田拔穂の儀
- 十四 悠紀主基両地方新穀供納
- 十五 大嘗宮地鎮祭
- 十六 神宮に勅使発遣の儀
- 十七 大嘗祭前二日御楔
- 十八 大嘗祭前二日大祓
- 十九 大嘗祭前一日鎮魂の儀
- 二十 大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭
- 二十一 大嘗祭当日神宮に奉幣の儀
- 二十二 大嘗祭当日賢所大御饗供進の儀及び大嘗祭当日皇靈殿神殿に奉告の儀
- 二十三 大嘗宮の儀
- 二十四 大饗の儀
- 二十五 大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭
- 二十六 大嘗祭後大嘗宮地鎮祭

## 別紙2 第1回目ないし第4回目の開示決定等で特定された文書

### 1 第1回目の開示決定等で特定された文書

#### 【大嘗宮の儀ほか】

饌，幣物及び鎮物について

#### 【大饗の儀】

大饗の儀の際のお言葉について

#### 【即位礼正殿の儀，饗宴の儀】

即位礼正殿の儀及び饗宴の儀に従事する者の服装について

#### 【祝賀御列の儀】

祝賀御列の儀当日の自動車列従事員の服装について

#### 【園遊会】

園遊会について

園遊会のお催しについて

園遊会に特に召される者について

### 2 第2回目の開示決定等で特定された文書

#### 【即位礼正殿の儀，饗宴の儀】

即位礼正殿の儀及び饗宴の儀について

#### 【即位礼正殿の儀ほか】

大礼委員会の設置について

#### 【即位礼正殿の儀ほか】

「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について

「即位の礼」の挙行等について

即位礼正殿の儀を国の儀式として行うことについて

即位礼正殿の儀，祝賀御列の儀及び饗宴の儀を国の儀式として行うことについて

宮内庁法施行令第1条に規定する内閣総理大臣の定める事務について

大礼関係諸儀式等（予定）について

大礼委員会（第1回）検討項目及び配付資料

#### 【大嘗宮の儀ほか】

大嘗祭の骨子について

大礼関係諸儀式等挙行方針について

大礼関係諸儀式等について（内閣総理大臣へ通知）

大礼関係諸儀式等について（各部局長等へ通知）

大礼委員会（第2回）検討項目及び配付資料

#### 【即位礼正殿の儀ほか】

「即位の礼」の挙行等について

大札委員会（第3回）  
大札委員会（第4回）  
大札委員会（第5回）

### 3 第3回目の開示決定等で特定された文書

#### 【大嘗宮の儀，大饗の儀ほか】

大嘗宮の儀の参列の範囲のうち、「その他別に定める者」について  
大嘗宮の儀の参列の範囲のうち、「その他別に定める者」（追加）について  
大嘗宮の儀及び大饗の儀の参列者名簿について  
大嘗宮の儀の名簿の提出について  
大嘗宮の儀及び大饗の儀に従事する者の服装について  
大嘗宮の儀及び大饗の儀について  
大嘗宮の儀及び大饗の儀の通知について  
大嘗宮の儀及び大饗の儀の案内状の送付について  
即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等の案内状の文案について  
大嘗宮の儀及び大饗の儀の自動車標識について  
大嘗宮の儀の使用印刷物について  
庭積の机代物に関する推他について庭積の机代物の供納等依頼について  
庭積の机代物（精米・精粟）及び悠紀主基両地方の精粟の供納依頼について  
献物の供納依頼について  
精粟の供納者選定依頼について  
斎田の推薦依頼について  
大嘗祭に使用する米の購入に係る事務手続きについて  
大嘗祭に使用する悠紀地方斎田米の購入に係る承認申請について  
大嘗祭に使用する主基地方斎田米の購入に係る承認申請について  
大嘗祭に使用する庭積机代物の精米の購入に係る承認申請について  
悠紀地方斎田米の購入の代価の支払について

### 4 第4回目の開示決定等で特定された文書

#### 【大嘗宮の儀，大饗の儀】

大饗の儀について  
大饗の儀の参列の範囲のうち、「その他別に定める者」について  
大饗の儀の参列の範囲のうち、「その他別に定める者」（追加）について  
大嘗宮の儀・大饗の儀（第一日第一回・第二回，第二日）（皇族の御参について）  
大饗の儀の布設について  
大嘗宮の儀及び大饗の儀の使用印刷物について

#### 【饗宴の儀】

饗宴の儀を国の儀式として行うことについて

**【祝賀御列の儀】**

祝賀御列の儀を国の儀式として行うことについて

**【饗宴の儀】**

メニュー（平成2年11月12日饗宴の儀第一日外国元首代表等）

メニュー（平成2年11月13日饗宴の儀第二日内閣総理大臣始め）

メニュー（平成2年11月14日饗宴の儀第三日衆参両院議員始め）

メニュー（平成2年11月15日饗宴の儀第四日各界代表等）

メニュー（平成2年11月15日饗宴の儀第四日各国外交使節団の長等）

**【大饗の儀】**

メニュー（平成2年11月24日大饗の儀第一日内閣総理大臣始め）

メニュー（平成2年11月24日大饗の儀第一日天皇皇后両陛下用）

メニュー（平成2年11月25日大饗の儀第二日各界代表始め）

メニュー（平成2年11月25日大饗の儀第二日天皇皇后両陛下用）

**【園遊会】**

園遊会について（通知）

園遊会の出役職員の委嘱について（依頼）

園遊会について（依頼）

園遊会の会場布設の一部変更に伴う新設工事について（依頼）

済寧館赤坂分道場の借用について（依頼）

迎賓館内敷地の使用について（依頼）

園遊会について（通知）

救急車配備について（依頼）

園遊会の箏曲及び洋楽の演奏時間について

箏曲の演奏について（依頼）

音楽隊の派遣について（依頼）

園遊会への外務省事務官の派遣について（伺い）

別紙3 平成28年9月16日付け宮内秘発甲第825号で特定された文書  
(本件請求文書から除かれる文書)

劍璽等承継の儀の日時について(平成1年) 劍璽等承継の儀について(平成1年)

即位後朝見の儀の日時について(平成1年) 即位後朝見の儀について(平成1年)

賢所に期日奉告の儀等の期日について(平成2年)

賢所に期日奉告の儀等の式次第について(平成2年)

即位礼当日賢所大前の儀等の期日について(平成2年)

即位礼当日賢所大前の儀及び皇霊殿神殿に奉告の儀の式次第について(平成2年)

悠紀の地方及び主基の地方をお定になる都道府県について(平成2年)

斎田抜穂前一日大祓の次第について(平成2年)

斎田抜穂の儀の式次第について(平成2年)

悠紀斎田の決定について(平成2年)

悠紀斎田抜穂前一日大祓の期日について(平成2年)

悠紀斎田抜穂の儀の期日について(平成2年)

主基斎田の決定について(平成2年)

主基斎田抜穂前一日大祓の期日について(平成2年)

主基斎田抜穂の儀の期日について(平成2年)

新穀供納の式次第について(平成2年)

大嘗宮地鎮祭の日時について(平成2年)

大嘗宮地鎮祭の式次第について(平成2年)

神宮に勅使発遣の儀等の式次第について(平成2年)

大嘗祭前二日御禊等の期日について(平成2年)

大嘗祭前二日御禊等の次第について(平成2年)

大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭の次第について(平成2年)

大嘗祭後大嘗宮地鎮祭の日時について(平成2年)

大嘗祭後大嘗宮地鎮祭の式次第について(平成2年)

即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀等の式次第について(平成2年)

大嘗宮の儀及び大饗の儀を行われる期日及び場所について(平成2年) 大嘗宮の儀及び大饗の儀の式次第について(平成2年)

茶会について(平成2年)

茶会の次第について(平成2年)

別表1 第5回目の開示決定等で特定された文書（本件対象文書）及びその不開示部分

文書番号	文書の名称	不開示とした部分	理由説明書（上記第3）の別紙で諮問庁が説明する不開示部分の不開示理由
文書1	賢所皇霊殿神殿期日奉告の儀の参列者の範囲のうち「その他別に定める者」について	なし	
文書2	饌及び幣物について（賢所に期日奉告の儀等）	なし	
文書3	御告文について（賢所に期日奉告の儀等）	御告文の内容	個人に関する情報であり、慣行として公にされておらず、また、公にすることも予定されていない情報であることから、法5条1号に該当
文書4	祝詞について（賢所に期日奉告の儀等）	祝詞の内容	個人に関する情報であり、慣行として公にされておらず、また、公にすることも予定されていない情報であることから、法5条1号に該当
文書5	賢所皇霊殿神殿に期日奉告の儀の通知状の文案について	なし	
文書6	賢所皇霊殿神殿に期日奉告の儀の自動車標識等の	参列者用の自動車標識及び参入	公にすることにより犯罪の予

	様式について	券の様式	防, 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから, 法5条4号に該当
文書7	賢所皇霊殿神殿に期日奉告の儀の名簿の提出について	なし	
文書8	賢所皇霊殿神殿に期日奉告の儀の通知について	なし	
文書9	賢所皇霊殿神殿に期日奉告の儀の参列者名簿について	一部の参列者の生年月日	個人に関する情報であり, 慣行として公にされておらず, また, 公にすることも予定されていない情報であることから, 法5条1号に該当
文書10	神宮神武天山陵及び前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀の出役について	なし	
文書11	御祭文について(神宮に奉幣の儀等)	御祭文の内容	個人に関する情報であり, 慣行として公にされておらず, また, 公にすることも予定されていない情報であることから, 法5条1号に該当
文書12	奉幣の儀の期日通知について(伺い)	なし	
文書13	勅使参向の通知について(伺い)(神宮に奉幣の	なし	

	儀)		
文書14	幣帛の通知について(伺い)(神宮に奉幣の儀)	なし	
文書15	即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀の供奉皇族について	なし	
文書16	幣帛の通知について(伺い)(即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀)	なし	
文書17	即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に親謁の儀の供奉皇族について	なし	
文書18	即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に親謁の儀の大礼委員の出役について	特定の職員の欠席の理由	個人に関する情報であり、慣行として公にされておらず、また、公にすることも予定されていない情報であることから、法5条1号に該当
文書19	茶会のお催しについて	なし	
文書20	茶会に招待される者の推薦依頼について.	なし	
文書21	会場図面等の様式について	招待者用の自動車標識及び参入券の様式	公にすることにより犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、法5条4号に該当
文書22	茶会について	なし	
文書23	茶会の通知について	なし	
文書24	招待者名簿(京都茶会)	一部の招待者の	個人に関する情

		氏名，一部の招待者の家族情報，招待者の住所	報であり，慣行として公にされておらず，また，公にすることも予定されていない情報であることから，法5条1号に該当
文書25	茶会の際のお言葉について	なし	
文書26	即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等の案内状の文案について（茶会）	なし	
文書27	即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀等について	なし	
文書28	祝詞について（即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀等）	祝詞の内容	個人に関する情報であり，慣行として公にされておらず，また，公にすることも予定されていない情報であることから，法5条1号に該当
文書29	即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀並びに即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀の大礼委員の出役について	特定の職員の欠席の理由	個人に関する情報であり，慣行として公にされておらず，また，公にすることも予定されていない情報であることから，法5条1号に該当
文書30	即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀・即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀（皇族の御参につ	なし	

	いて)		
文書3 1	即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀の案内状の文案について	なし	
文書3 2	即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀の自動車標識等の様式について	参列者用の自動車標識及び参入券の様式	公にすることにより犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、法5条4号に該当
文書3 3	即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀の名簿の提出について	なし	
文書3 4	即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀について	なし	
文書3 5	即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀の参列者名簿について	一部の参列者の生年月日	個人に関する情報であり、慣行として公にされておらず、また、公にすることも予定されていない情報であることから、法5条1号に該当
文書3 6	即位礼及び大嘗祭賢所御神楽の儀の参列者の追加名簿について	なし	
文書3 7	即位礼当日賢所大前の儀等の参列者の範囲について	なし	
文書3 8	御告文について（即位礼当日賢所大前の儀等）	御告文の内容	個人に関する情報であり、慣行として公にされておらず、ま

			た，公にすることも予定されていない情報であることから，法5条1号に該当
文書39	祝詞について（即位礼当日賢所大前の儀等）	祝詞の内容	個人に関する情報であり，慣行として公にされておらず，また，公にすることも予定されていない情報であることから，法5条1号に該当
文書40	即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等の案内状の文案について（即位礼当日賢所大前の儀及び即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀）	なし	
文書41	即位礼当日賢所大前の儀及び皇霊殿神殿に奉告の儀等の参列者の服装について	なし	
文書42	即位礼当日賢所大前の儀及び即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀の自動車標識等の様式について	参列者用の自動車標識及び参入券の様式	公にすることにより犯罪の予防，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから，法5条4号に該当
文書43	即位礼当日賢所大前の儀及び皇霊殿神殿に奉告の儀の名簿の提出について	なし	
文書44	即位礼当日賢所大前の儀	なし	

	及び即位礼当日皇霊殿神 殿に奉告の儀について		
文書45	即位礼当日賢所大前の儀 等の通知について	なし	
文書46	即位礼当日賢所大前の儀 及び即位礼当日皇霊殿神 殿に奉告の儀の参列者名 簿について	一部の参列者の 生年月日	個人に関する情 報であり，慣行 として公にされ ておらず，ま た，公にするこ とも予定されて いない情報であ ることから，法 5条1号に該当
文書47	即位礼当日賢所大前の 儀・即位礼当日皇霊殿神 殿に奉告の儀（皇族の御 参について）	なし	
文書48	斎田点定の儀次第細目	なし	
文書49	祝詞について（斎田点定 の儀）	祝詞の内容	個人に関する情 報であり，慣行 として公にされ ておらず，ま た，公にするこ とも予定されて いない情報であ ることから，法 5条1号に該当
文書50	斎田点定の儀の出役につ いて	なし	
文書51	悠紀の地方及び主基の地 方について	なし	
文書52	悠紀主基両地方の決定に ついて（関係各所）	なし	
文書53	悠紀主基両地方の決定に ついて（部局）	なし	
文書54	斎田決定等の手続きにつ いて	なし	

文書 5 5	大祓詞について（斎田抜穂前一日大祓）	大祓詞の内容	個人に関する情報であり，慣行として公にされておらず，また，公にすることも予定されていない情報であることから，法 5 条 1 号に該当
文書 5 6	悠紀斎田抜穂前一日大祓及び悠紀斎田抜穂の儀の通知について	なし	
文書 5 7	悠紀斎田抜穂前一日大祓次第細目	なし	
文書 5 8	悠紀斎田抜穂前一日大祓及び悠紀斎田抜穂の儀の出役について	なし	
文書 5 9	主基斎田抜穂前一日大祓及び主基斎田抜穂の儀の通知について	なし	
文書 6 0	主基斎田抜穂前一日大祓及び主基斎田抜穂の儀の出役について	なし	
文書 6 1	主基斎田抜穂前一日大祓次第細目	なし	
文書 6 2	河川敷の使用申請	なし	
文書 6 3	河川敷地一時使用の申請について	なし	
文書 6 4	河川敷地一時使用について	なし	
文書 6 5	饌及び幣物について（斎田抜穂の儀）	なし	
文書 6 6	祝詞について（斎田抜穂の儀）	祝詞の内容	個人に関する情報であり，慣行として公にされておらず，また，公にするこ

			とも予定されていない情報であることから、法5条1号に該当
文書67	悠紀斎田抜穂の儀 次第細目	なし	
文書68	主基斎田抜穂の儀 次第細目	なし	
文書69	土地の一時使用について (依頼)	土地所有者の氏名	個人に関する情報であり、慣行として公にされておらず、また、公にすることも予定されていない情報であることから、法5条1号に該当
文書70	土地の一時使用について (回答)	土地所有者の氏名	個人に関する情報であり、慣行として公にされておらず、また、公にすることも予定されていない情報であることから、法5条1号に該当
文書71	悠紀主基両地方新穀供納の関係者及び参列者について	なし	
文書72	悠紀主基両地方新穀供納の出役について	なし	
文書73	悠紀主基両地方新穀供納次第細目	なし	
文書74	悠紀主基両地方新穀供納について(通知)	なし	
文書75	大嘗宮地鎮祭 次第細目	なし	
文書76	饌、幣物及び鎮物について	なし	

	て（大嘗祭地鎮祭）		
文書77	祝詞について（大嘗宮地鎮祭）	祝詞の内容	個人に関する情報であり，慣行として公にされておらず，また，公にすることも予定されていない情報であることから，法5条1号に該当
文書78	大嘗宮地鎮祭の参列者について	なし	
文書79	大嘗宮地鎮祭の出役について	なし	
文書80	大嘗宮地鎮祭の通知について	なし	
文書81	神宮に勅使発遣の儀の出役について	なし	
文書82	大嘗祭前二日御禊について	なし	
文書83	大嘗祭前二日御禊等の通知について	なし	
文書84	御贖物献上等の通知について	掌典（非職員）及び掌典補（非職員）の氏名	個人に関する情報であり，慣行として公にされておらず，また，公にすることも予定されていない情報であることから，法5条1号に該当
文書85	大祓詞について（大嘗祭前二日大祓）	大祓詞の内容	個人に関する情報であり，慣行として公にされておらず，また，公にすることも予定されて

			いない情報であることから、法5条1号に該当
文書86	大嘗祭前二日大祓の通知について	なし	
文書87	大嘗祭前二日大祓の出役について	なし	
文書88	大嘗祭前一日鎮魂の儀の出役について	なし	
文書89	御衣献上等の通知について	掌典（非職員）及び掌典補（非職員）の氏名	個人に関する情報であり、慣行として公にされておらず、また、公にすることも予定されていない情報であることから、法5条1号に該当
文書90	祝詞について（大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭等）	祝詞の内容	個人に関する情報であり、慣行として公にされておらず、また、公にすることも予定されていない情報であることから、法5条1号に該当
文書91	大嘗祭当日神宮に奉幣の儀の期日通知について（伺い）	なし	
文書92	勅使参向の通知について（伺い）（大嘗祭当日神宮に奉幣の儀）	なし	
文書93	幣帛の通知について（伺い）	なし	
文書94	御祭文について（大嘗祭当日神宮に奉幣の儀）	御祭文の内容	個人に関する情報であり、慣行

			として公にされておらず，また，公にすることも予定されていない情報であることから，法5条1号に該当
文書95	大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀及び大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀の出役について	なし	
文書96	大嘗祭後大嘗宮地鎮祭次第細目	なし	
文書97	饌，幣物及び鎮物について（大嘗祭後大嘗宮地鎮祭）	なし	
文書98	祝詞について（大嘗祭後大嘗宮地鎮祭）	祝詞の内容	個人に関する情報であり，慣行として公にされておらず，また，公にすることも予定されていない情報であることから，法5条1号に該当
文書99	大嘗祭後大嘗宮地鎮祭の参列者について	なし	
文書100	大嘗祭後大嘗宮地鎮祭の出役について	なし	
文書101	大嘗祭後大嘗宮地鎮祭の通知について	なし	
文書102	大嘗祭後大嘗宮地鎮祭の布設について	なし	
文書103	御会見等について（通知）	なし	
文書104	即位礼正殿の儀に参列の外国国王王妃等御会見	なし	

文書105	即位礼正殿の儀に参列の 外国王族お会い	なし	
文書106	国王王妃等及び王族の御 入京・御退京の際のお出 迎え・お見送りについて	なし	
文書107	即位礼一般参賀等の実施 について	なし	
文書108	即位礼一般参賀のお出ま しについて	なし	
文書109	即位礼一般参賀のお出ま しについて（依頼）	なし	
文書110	即位礼一般参賀へのお出 ましについて	なし	
文書111	即位礼一般参賀の行事運 営について（伺い）	なし	
文書112	即位礼一般参賀の実施に ついて	なし	
文書113	皇居外苑の一部使用につ いて（依頼）	なし	
文書114	即位礼一般参賀等の結果 について	なし	
文書115	即位礼一般参賀の係員委 嘱について（依頼）	なし	

別表2 開示すべき部分

文書名	開示すべき部分
文書9	生年月日全部
文書35	生年月日全部
文書46	生年月日全部
文書69	土地所有者の氏名全部
文書70	土地所有者の氏名全部